

犯罪の身近さが死刑に対する世論に与える影響¹

要旨

本稿では、死刑に関する日本の世論の形成要因について、特に「犯罪」に関する意識の差が死刑賛成に与える影響に注目して明らかにする。具体的には大阪商業大学 JGSS 研究センターの『第7回 生活と意識に関する国際比較調査』を用いて、犯罪の身近さが死刑制度の賛否に与える影響は存在するのかを定量的に分析する。分析の結果、犯罪をより身近なものと考えている人ほど死刑制度に賛成する傾向にあることがわかる。その背景として、犯罪をより身近なものと考えてることによって、死刑賛成理由の根拠となる考え方が醸成されることが考えられる。また、年代別の分析の結果、犯罪の身近さが死刑賛成に与える影響は年代が若くなるにつれて弱まる可能性があることがわかる。

キーワード

死刑、世論、アンケート調査、計量分析

執筆者氏名

大阪大学法学部国際公共政策学科

4年生 芹澤 咲 (せりざわ さき)

3年生 木村 雄亮 (きむら ゆうすけ)

2年生 小林 香音 (こばやし かのん)

第1章 はじめに

死刑とは、受刑者の生命を奪う刑罰である。死刑は人権的な面、誤判の可能性の面など様々な角度からその賛否が論じられており、近年では死刑を廃止する国が徐々に増加して

¹ 謝辞

本稿の分析には、東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センターSSJ データアーカイブから『生活と意識に関する国際比較調査 (大阪商業大学 JGSS 研究センター)』の個票データを使用させていただきました。この場を借りて深く御礼申し上げます。また、本稿の作成にあたって、小原美紀教授(大阪大学)を始め、同ゼミ学生からも有益かつ熱心な助言をいただきました。感謝の意を表します。

いる。一方で、死刑を存置している国も少なくない。アムネスティ・インターナショナルによると、2015年において死刑廃止国は世界の過半数となったが、他方過去25年間の中で最も多く死刑が執行された。ⁱ日本も死刑存置国の一つである。国際的に見ると死刑は廃止の流れにあるが、日本における死刑に対する世論は、第二次世界大戦後一貫して死刑存置派が大半を占める。

では、日本において死刑賛成派が多いのは何故だろうか。死刑を賛成する人はどのような人だろうか。先行研究によると、宗教や社会階層、死刑に対する知識の有無などが死刑の賛否に影響を与えているとある。一方日本では、死刑の世論の形成要因に関する計量分析を行った研究は少ない。そこで本稿では「犯罪の身近さ」が死刑制度の賛否に与える影響を計量的に分析する。すなわち、本稿のリサーチクエスションは「なぜ日本では死刑賛成派が多数派を占めるのか」である。計量分析には、個人の価値観と彼らを取り巻く環境がわかるマイクロデータ(大阪商業大学 JGSS 研究センターによる『第7回 生活と意識に関する国際比較調査』)を用いる。分析の結果、犯罪をより身近なものと考えている人ほど、死刑制度に賛成する傾向があることが示される。具体的には、過去に犯罪の被害者になったことがある人、あるいは将来自分自身が犯罪の被害者になる可能性があると考えている人ほど、死刑制度に賛成する傾向がある。また、年代別の分析の結果、年代が若くなるにつれてこの傾向が弱まる可能性があることが示される。

本稿の構成は以下の通りである。第2章では、日本の死刑制度と死刑に対する世論についてまとめる。第3章では、死刑に対する世論についての先行研究をまとめ、本研究の貢献について述べる。第4章では本研究で使用する推定モデルと使用データについて説明する。第5章では、第4章で示した推定モデルの推定結果を示し、第6章ではその結果に基づいて考察する。

第2章 日本の死刑制度の特徴

第1節 死刑制度を巡る世界の現状

アムネスティ・インターナショナルの発表によると、世界的に見て、死刑は廃止または事実上の廃止が進んでいる(表1)。ⁱⁱここでの事実上の廃止とは、法制度上は死刑が存置されているが死刑判決を下さないと決定したもの、あるいは数十年間死刑判決が下されていないものなどを指す。2016年、死刑全廃止国は104ヶ国、通常犯罪のみ死刑廃止国は7ヶ国、事実上死刑廃止の国は30ヶ国である(表2)。一方、日本のように死刑を存置している国は、2016年現在57ヶ国である。ⁱⁱⁱOECD加盟国のうち、死刑存置国は日本のほかにはアメリカのみである。^{iv}近年の犯罪発生率と反厳罰化の流れをまとめた宮澤(2013)によれば、主要先進国では共通して、主要犯罪全体の発生率が低下しているという。^vまた、「厳罰化が犯罪抑止効果や再犯防止効果を持たないという実証的認識に基づいて厳罰化への反省が生じているように思われる」、「アメリカ以外の国々については、犯罪発生率低下の要因を実証的に検討したものは、まったく発見できなかった」と指摘する。すなわち主要先進国において、(1)犯罪発生率が低下する傾向がみられ、(2)厳罰化が犯罪抑止効果をもたないという認識のもと、厳罰化への反省が窺われるが、(3)実際に犯罪発生率の低下の要因について、実証的に検討した例はほとんどないといえる。

では、死刑制度と犯罪発生率との関係はどのようなものなのか。死刑廃止国における死刑廃止前後の犯罪発生率を確認したい。表3-①、3-②、3-③はそれぞれ、死刑廃止国であるカナダ、フランス、オーストラリアの殺人事件発生率(人口10万人あたりの殺人発生件数)の年推移を表している。比較のため、各図には日本の殺人事件発生率の年推移を記載している。カナダでは、1966年に一部の特殊犯罪を除き、一般殺人罪などに対する死刑が廃止された。表3-①をみると、死刑が廃止された1966年まで大きな変動のなかった殺人事件発生率が、1966年以降約10年にかけて増加している。ただ、同時期に窃盗等の犯罪件数も増加しており(表3-①')、カナダ統計局はインフレ率が犯罪件数の増減に影響を与えているとみている。^{vi}時代背景を踏まえると、表3-①のみを捉えて死刑廃止が殺人事件発生率を増加させたとは断定することはできないだろう。フランスでは、死刑存続派が約62%いた中で当時の大統領が1981年に死刑を廃止し、2007年には憲法に死刑廃止が明記された。^{vii}表3-②をみると、死刑が廃止される1981年までの間、殺人事件発生率は増加している。その増加傾向の中で死刑が廃止されると、3年間は殺人事件発生率が増加したものの、1984年以降は徐々に低下している。オーストラリアでは、1922年にクイーンズランド州で死刑制度が廃止されて以降、州ごとに廃止が進み、2005年には全州で死刑制度が廃止された。2010年には連邦政府は今後一切死刑を課すことを禁じた。^{viii}表3-③をみると、1995年から2002

年まで殺人事件発生率は、1.5%から 2%の間で前後している。その後全州で死刑が廃止された 2005 年までの間に 1.5%をきるようになり、近年はほぼ横ばいである。このように、死刑廃止後、殺人事件発生率が増加したケースもあれば、段階的に死刑廃止を進め、殺人事件発生率がほぼ横ばいを記録しているケースもある。死刑制度の賛否や存廃を議論するには、その国の歴史や時代背景、特有の事情など様々な要素を加味する必要があるだろう。

第 2 節 日本の死刑に対する世論

日本における死刑の歴史、主な判例、世論について整理する。はじめに、日本における死刑の歴史を整理する。日本において死刑が制度として明記された法は、757 年の養老律令である。主に殺人と強盗に死刑が適用されていた。武士の時代になると、鎌倉時代の御成敗式目、江戸時代の公事方御定書などで死刑を明記した法が制定される。これらも養老律令と同様に、適用される罪は殺人と強盗である。近代に入り明治期になると、まず明治 3 年に新律が定められた。新律は、日本古来の律令制度の流れを汲んだものである。新律の死刑適用犯罪は、殺人と強盗のほか、窃盗や放火、アヘンの密売など幅が広い。そして明治 13 年には旧刑法が制定される。旧刑法では新律より死刑の適用範囲が狭まった。この後 1908 年の新刑法定制などに伴い死刑制度にも修正が加えられ、現在の制度に至る。現在は主に、国家転覆などの罪、殺人罪に死刑が適用されている。

次に、国内の死刑に関する主な判例を整理する。まず、死刑は憲法違反かどうか争われた裁判において、昭和 23 年、最高裁判所大法廷は死刑を合憲とする判決を下した。判決文は以下の通りである。「憲法は、現代多数の文化国家におけると同様に、刑罰として死刑の存置を想定し、これを是認したものと解すべきである。」「刑罰としての死刑そのものが、一般に直ちに同条にいわゆる残虐な刑罰に該当するとは考えられない。」すなわち、死刑は憲法 36 条に定められている「残虐な刑罰の禁止」には該当せず、合憲であるとした。また、死刑の適用基準についてはいわゆる「永山基準」がある。犯行当時 19 歳であった被告人がピストルで 4 人を殺害した「永山事件」の判決において、昭和 58 年、最高裁は次のような見解を示した。「犯行の罪質、動機、態様ことに殺害の手段方法の執拗性・残虐性、結果の重大性ことに殺害された被害者の数、遺族の被害感情、社会的影響、犯人の年齢、前科、犯行後の情状等各般の情状を併せ考察したとき、その罪責が誠に重大であって、罪刑の均衡の見地からも一般予防の見地からも極刑がやむをえないと認められる場合には、死刑の選択も許されるものといわなければならない。」この「犯行の罪質」「動機」「態様ことに殺害の手段方法の執拗性・残虐性」「結果の重大性ことに殺害された被害者の数」「遺族の被害感情」「社会的影響」「犯人の年齢」「前科」「犯行後の情状等各般の情状」という 9 項目

がいわゆる「永山基準」である。この判決の後、死刑が求刑される裁判においては、この基準が考慮されるようになった。

最後に、日本の死刑に対する世論動向を整理する。河合ら(2014)の調査によると、「あなたは、死刑制度があることについて賛成ですか、反対ですか。」と問う質問に対し、「賛成」「どちらかといえば賛成」という回答の合計は 69.4%と、過半数が死刑に賛成していることがわかる。^{ix}さらに、死刑に賛成と回答した人に対して「どのような理由で死刑制度に賛成されますか。重要だと思ふ順に3番目まで選んでください」と質問したところ、選択された割合は上から順に、「殺人を犯した者は自らの命をもって償うべきだから」(68.7%)、「被害者遺族の感情を考慮して」(54.7%)、「死刑制度によって、犯罪を抑止するため」(43.9%)であった。そして死刑に賛成と回答した人を対象に、「仮に、「死刑制度を廃止しても、凶悪な犯罪は増えない」ことがわかったとします。その場合、死刑制度は廃止すべきだと思いますか、それとも、廃止すべきではないと思いますか」と質問したところ、「廃止すべきである」が選択された割合は 14.1%であったのに対し、「廃止すべきではない」が選択された割合は 65.0%と過半数を上回る結果であった。この調査結果から、日本における世論は死刑存置を求めており、その理由として「報復主義」「被害者遺族の感情の考慮」「犯罪抑止効果の期待」があげられる。そして死刑存置は犯罪抑止効果の有無とは関係なく必要だと考えていることがわかる。

第3章 先行研究と本稿の特徴

では日本においてどのような人が死刑に賛成しているのだろうか。日本では、死刑に関連して計量分析を行った研究は多くない。そのような中で、次に示す二つの先行研究は多変量解析を用いて死刑に関する分析を行った研究である。本稿のテーマである死刑賛成者の特性に焦点を当てた研究ではないが参照する。一つ目は死刑の抑止効果を検証した研究である。村松・ジョンソン・矢野(2017)は、計量経済学的手法を用いて、日本で初めて死刑の犯罪抑止効果を検証した。^x村松(2016)は従来入手困難であった殺人等の月別認知件数を独自の手法で集積した。^{xi}村松らはこの集積した統計データベースを用いて、殺人等の月別認知件数と死刑との関係を時系列分析の手法で検証している。検証の結果、殺人と死刑との間に有意な関係性は認められなかった。その上で著者は、死刑執行及び死刑判決が犯罪抑止効果を持つという仮説は否定できる可能性がある」と結論づけている。二つ目は、死刑反対派の主張根拠に焦点を当てて分析を行った研究である。山本(2009)は、海外の先行研究から導出された死刑反対の根拠を日本のデータで分析している。^{xii}分析の結果、何らか

の宗教、思想を信奉している人や、社会的弱者、死刑に関する知識がない人は死刑に反対する傾向があると結論づけている。

本稿の特徴は、次の二点である。第一に、新たな観点から死刑賛成者の特性を考察した点である。世論に着目した研究としては、マスコミの影響を受けた世論が司法の専門家と一体となって厳罰化を進めてきたと推察する浜井・エリス(2008)や、態度の如何に関わらず、日本の死刑に対する世論には広範に「無知」が認められると指摘する木村(2015)が挙げられる。^{xiiiiv}このように日本では、世論全体を捉えた研究が多く見受けられるが、本稿では死刑賛成者に焦点を絞り、共通する特性の有無をみる。計量分析の際にもマイクロデータを用いることで、より細やかに死刑賛成者の特性を検証する。第二に、アンケート結果を計量分析した点である。死刑制度の賛否を問うアンケート調査は、数多く実施されている。しかし、それらの調査では、死刑賛否それぞれの割合のみへの着目にとどまるなど、客観性に欠けるものも少なくない。本稿では、アンケート調査の収集結果を、多変量解析を用いて検証する。客観的根拠に基づいて死刑制度にまつわる検証を試みた本稿は、今後の死刑存否をめぐる議論や研究手法のさらなる発展に寄与しうる。なお、アンケート結果を用いた分析の際、回答者の偏りによる影響には留意が必要である。

第4章 推定モデルと使用データ

第1節 仮説と推定モデル

本稿のリサーチクエスションは、先に述べた通り、「なぜ日本では死刑賛成派が多数派を占めるのか」である。そこで、具体的な検証仮説を「犯罪をより身近なものと考えている人ほど、死刑制度に賛成する傾向があるか」と設定する。この仮説を具体化したものが次の仮説①、仮説②である。

仮説①：過去に犯罪の被害者になったことがある人ほど死刑制度に賛成する

仮説②：将来自分自身が犯罪の被害者になる可能性があると考えている人ほど死刑制度に賛成する

これらの仮説を検証するために、個人のマイクロデータを用いた分析を行う。モデル式は以下の通りである。

$$Y_i = \beta_0 + \sum_{j=1}^8 \beta_j X_{ji} + u_i$$

ここではそれぞれ、 i はアンケートの回答者、 j は説明変数、 u_i は誤差項を表す。誤差項について、 $u_i \sim iid(0, \sigma^2)$ 、 $E(u_i | X_{ji}) = 0$ を仮定する。この仮定が満たされていれば、上式を最小二乗法で推定した推定値は普遍性と効率性を持つと言える。また、性別や年代が変わると、犯罪の身近さが死刑賛成に与える影響も変わるかどうかを確かめるために、男女別、年代別にも分析を行う。

次に、変数についての説明を行う。被説明変数(Y)は「あなたは、死刑制度に賛成ですか、反対ですか」という質問項目に対する回答であり、「賛成」と答えている場合1、「反対」「わからない」と答えている場合0とした。

説明変数は以下の2つである。

X_1 : 暴力被害経験

X_2 : 自宅周辺の危険

X_1 は「あなたは、子どもの時に、殴られたり、暴行をうけたりした経験がありますか。」「あなたは、大人になってから、殴られたり、暴行をうけたりした経験がありますか。」という質問項目に対する回答であり、どちらかの質問に対して「はい」と答えている場合1、どちらの質問にも「いいえ」と答えている場合0とした。この説明変数 X_1 は、仮説①の「過去に犯罪の被害者になったことがある」かどうかを示す変数である。 X_2 は「あなたの家から1キロ(徒歩15分程度)以内で、夜の一人歩きが危ない場所がありますか。」という質問項目に対する回答であり、「はい」と答えている場合1、「いいえ」と答えている場合0とした。この説明変数 X_2 は、仮説②の「将来自分自身が犯罪の被害者になる可能性があると考えている」かどうかを示す変数である。

コントロール変数は以下の6つである。

X_3 : 男性ダミー

X_4 : 40~64歳ダミー

X_5 : 65歳以上ダミー

X_6 : 大卒以上ダミー

X_7 : 仕事有ダミー

X_8 : 世帯収入レベル

X_3 は男性の場合1となるダミー変数である。 X_4 、 X_5 は年代ダミーであり、完全相関を防ぐために、20~39歳ダミーをコントロール変数から落としている。 X_6 は最終学校を「旧制大学、旧制大学院」「新制大学」「新制大学院」と答えている場合1、それ以外を0とした。 X_7 は「先週、あなたは収入をともなう仕事をしましたか、または仕事をするようになっていましたか。」という質問項目に対する回答であり、「仕事をした」「仕事をもっているが、病気、休暇などで先週は仕事を休んだ」と答えている場合1、「仕事をしていない」と答えている場合0とした。 X_8 は「世間一般と比べて、あなたの世帯収入はどれくらいですか。」という質問項目に対する回答である。「平均よりかなり少ない」「平均より少ない」「ほぼ平均」「平均より多い」「平均よりかなり多い」の5段階で尋ね、各回答に対して1~5で数値化しており、これを対数化した値を X_8 とした。これらの変数の記述統計は以下の表4の通りである。

なお、検定には不均一分散がある時にも頑健な標準誤差（ロバスト標準誤差）を用いる。これは、個人を対象としたアンケート調査を推定に用いることによって、誤差項の分散が異なる可能性があるためである。また、先に述べた通り、被説明変数は死刑に対して賛成か反対かを示す、0あるいは1をとる変数であり、連続変数ではない。このような線形確率モデルの推定では、必ず分散は不均一となるためである。

第2節 使用データ

本稿で用いたデータは、大阪商業大学 JGSS 研究センターによる『第7回 生活と意識についての国際比較調査』である。『生活と意識についての国際比較調査』は、満20歳~89歳の男女を対象に、ほぼ毎年行われている調査である。データの回収方法は、面接法と留置法を組み合わせたものであり、層化二段抽出法により全国から対象者を抽出している。調査項目は、原則的に毎回調査する中心的な設問と、1回限りあるいは数回に1度だけ調査する時事的な設問に分けられる。中心的な設問には、回答者の職業や世帯構成などの基本属性に関する設問と、回答者の日常的な行動や基本的な生活意識、政治意識などに関する設問が含まれる。^{xv}

本稿では2008年10月~12月の期間に行われた第7回の調査のデータを用いる。この2008年の調査では、2000年、2001年で尋ねられていた死刑制度への賛否を問う設問が復活している。また、2008年は、光市母子殺害事件の死刑判決や秋葉原通り魔殺人事件の発生など、世間的に死刑への関心が高まっていた年だと言えるだろう。^{xvi}

第5章 推定結果

表5は推定結果である。「犯罪をより身近なものと考えている」ことを表す、「暴力被害経験」、「自宅周辺の危険」の結果を解釈する。「暴行被害経験」を見ると、係数は正であり1%の有意水準で有意である。すなわち、暴力被害経験者は死刑に賛成する傾向にあると言える。次に、「自宅周辺の危険」を見ると、係数は正であり1%の有意水準で有意である。すなわち、被害可能性を考慮する者は死刑に賛成する傾向にあると言える。このように、犯罪をより身近なものと考えていることを表す変数は、ともに死刑賛成に正の影響を与えており、1%の有意水準で有意である。以上より、犯罪をより身近なものと考えている人ほど死刑制度に賛成する傾向があると言える。

表6は男女別の推定結果である。男性の場合、「暴力被害経験」を見ると、係数は正であり1%の有意水準で有意である。また、「自宅周辺の危険」を見ると、係数は正であり10%の有意水準で有意である。女性の場合、「暴力被害経験」を見ると、係数は正であり5%の有意水準で有意である。また、また、「自宅周辺の危険」を見ると、係数は正であり10%の有意水準で有意である。すなわち、推定結果に男女で特に目立った差はないと言える。

表7は年代別の推定結果である。「暴力被害経験」を見ると、各年代ともに係数は正であり1%の有意水準で有意である。すなわち、年代別に推定をしても「暴力被害経験」においては特に目立った差はないと言える。しかし、「自宅周辺の危険」を見ると、20歳～39歳では有意ではないが係数は負の値を取り、40～64歳では有意ではないが係数は正の値を取る。65歳以上では、係数は正であり5%の有意水準で有意である。すなわち、「自宅周辺の危険」においては、年代別で結果が異なることがわかる。

第6章 考察

第1節 犯罪を身近なものと考えている人ほど死刑に賛成するのはなぜなのか？

日本では犯罪を身近なものと考えている人ほど死刑制度に賛成することがわかった。また、「自宅周辺の危険」が死刑賛成に与える影響は年代別に差が出ることがわかった。これはなぜだろうか。前節で得られた結果について、第1節では「犯罪を身近なものと考えている人ほど、死刑制度に賛成する傾向がある」ことについて考察する。ここでは、死刑賛成の主な理由である、①報復主義、②被害者遺族の感情の考慮、③犯罪抑止効果の期待の3点から考察していきたい。第2節では「被害可能性の考慮が死刑賛成に与える影響は年代

別に差が出る」ことについて考察する。

「犯罪を身近なものと考えている人ほど、死刑制度に賛成する傾向がある」ことについて考察する。①報復主義の点については、死刑賛成の一番の理由が「殺人を犯した者は自らの命をもって償うべきだから」であった。この報復主義的な態度は、暴力被害経験、被害可能性の考慮の両方によって形成されると考えられる。山口(2015)によると、一般的に被害者は加害者に対して報復動機を高める。^{xvii}加害者に対する報復動機は、転じて報復主義を形成すると考えられるだろう。また、Chaikin&Darley(1973)の研究によると、将来被害者になる可能性が強まるにつれて、その責任を加害者に帰属するようになる。^{xviii}つまり、被害者になったことがある、あるいはなるかもしれないと考えている人ほど、報復主義的な考え方になると言える。②被害者遺族の感情の考慮については、死刑賛成の二番目の理由が「被害者遺族の感情を考慮して」であった。この被害者遺族への共感、暴力被害経験によって形成されると考えられる。山田(2000)が実際に行ったシナリオ実験の結果によると、被害者立場の被験者は被害者への共感度が高い。^{xix}実際に被害者になったことがある人ほど、被害者遺族の感情へ共感しやすいと言える。③犯罪抑止効果の期待については、死刑賛成の三番目の理由が「死刑制度によって、犯罪を抑止するため」であった。この犯罪抑止効果への期待は、暴力被害経験、被害可能性の考慮の両方によって形成されると考えられる。島田ら(2004)によると、被害経験は犯罪不安を高める作用がある。^{xx}また、柴田ら(2017)によると、犯罪被害に遭う主観的確率は犯罪不安を規定する。^{xxi}つまり、被害者になったことがある、あるいはなるかもしれないと考えている人ほど、犯罪への不安感が高く、犯罪を抑止したいと考えると言える。

第2節 被害可能性の考慮が死刑賛成に与える影響は年代別に差が出るのはなぜか？

「被害可能性の考慮が死刑賛成に与える影響は年代別に差が出る」ことについて考察する。表7より、若年層になるにつれて被害可能性の考慮が死刑賛成に与える正の影響は小さくなっている。これは、若年層になるにしたがって、被害者になるかもしれないという不安が死刑賛成の要因とはならなくなる可能性が考えられる。表8は、報復主義、被害者遺族の感情の考慮、犯罪抑止効果の期待という3つの死刑賛成理由の割合の変化を示す。報復主義を理由に挙げた割合については一貫して約35%ほどである。一方で、犯罪抑止効果を理由に挙げた割合については、1967年においては60%近くになるが、その後20年間に30%台まで減少している。対して、被害者遺族の感情の考慮を理由に挙げた割合については、10%未満から35%近くまでに増加している。このように死刑賛成理由の構造は近

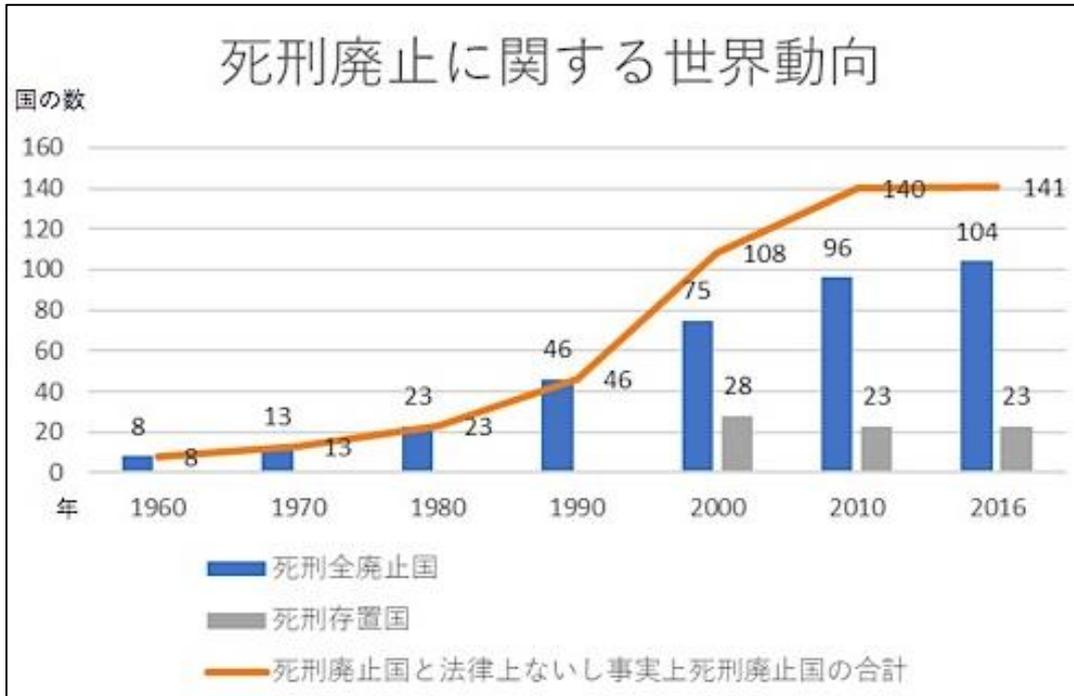
年において変化しており、犯罪抑止効果の期待から死刑を賛成する割合は特に減少している。以上より、犯罪不安が死刑賛成に与える影響は若年層において小さくなっている可能性が考えられる。

第7章 終わりに

本稿では、死刑制度をめぐる世論を正確に把握することを目的として、犯罪の身近さが死刑制度の賛否に影響するかを定量的に推定した。その結果、「犯罪をより身近なものと考えている人ほど、死刑制度に賛成する傾向がある」ということがわかった。そしてその背景として、報復主義的思考の醸成、被害者遺族への共感、犯罪抑止効果の期待の3つの死刑賛成理由を犯罪の身近さが形成していることが考えられた。また、年代別の推定結果より、「被害可能性の考慮が死刑賛成に与える影響は年代別に差が出る」ということがわかった。そしてその原因として、近年において被害可能性の考慮が死刑賛成に与える影響は弱まっている可能性が考えられた。

このように、日本における死刑制度についての世論の傾向を掴むことは、今後の死刑制度のあり方を論じる際に意味を持つものだと考えられる。死刑制度に賛成か、反対かという議論は数々なされてきているが、ただ単に賛成、反対を論じるだけでは議論は平行線を辿る一方だと感じる。なぜ賛成派が多数なのか、なぜ反対派の意見は浸透していないのかということを読み込んで考えていくことが、今後の日本において死刑制度についての議論を展開させていくのに重要となるだろう。

(表 1 : 死刑廃止国の推移)



(表 2 : 死刑廃止国、存置国についての一覧)

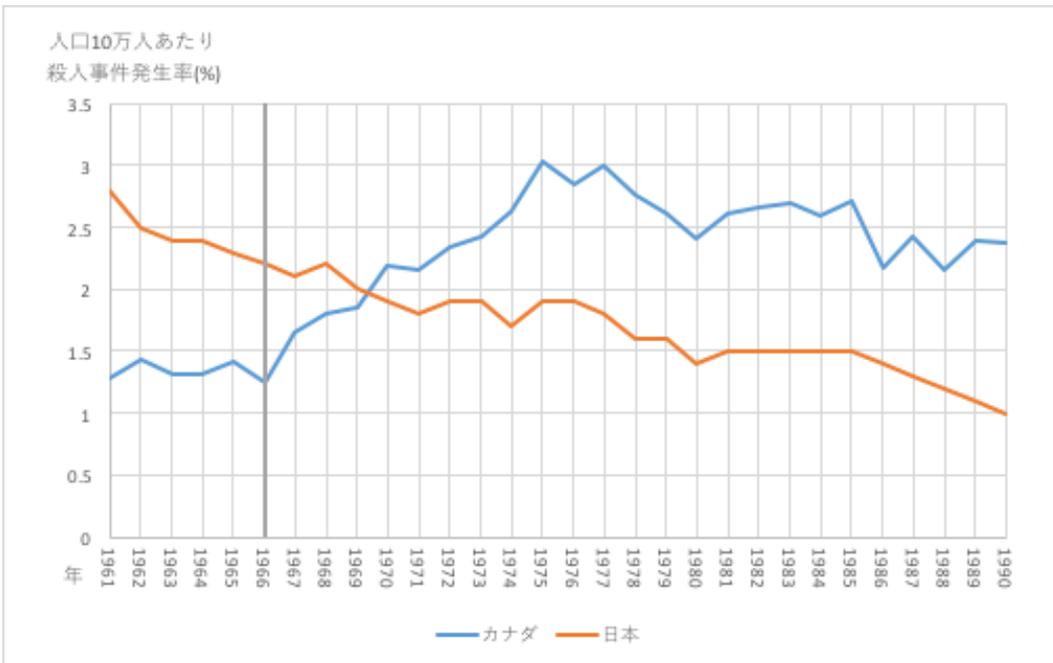
全面的に廃止した国 : 104ヶ国
(法律上、いかなる犯罪に対しても死刑を規定していない国)
アルバニア、アンドラ、アンゴラ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベルギー、ベナン、ブータン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、ブルンジ、カンボジア、カナダ、カーボベルデ、コロンビア、コンゴ共和国、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エストニア、フィンランド、フィジー、フランス、ガボン、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ギニアビサウ、ハイチ、バチカン、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、キリバス、キルギス、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マケドニア、マダガスカル、マルタ、マーシャル諸島、モーリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンテネグロ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニウエ、ノルウェー、パラオ、パナマ、パラグアイ、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ルワンダ、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、セネガル、セルビア(コソボを含む)、セيشェル、スロバキア、スロベニア、ソロモン諸島、南アフリカ、スペイン、スリナム、スウェーデン、スイス、東ティモール、トーゴ、トルコ、トルクメニスタン、ツバル、ウクライナ、英国、ウルグアイ、ウズベキスタン、バヌアツ、ベネズエラ

通常犯罪のみ廃止した国 : 7ヶ国
(軍法下の犯罪や特異な状況における犯罪のような例外的な犯罪にのみ、法律で死刑を規定している国)
ブラジル、チリ、エルサルバドル、ギニア、イスラエル、カザフスタン、ペルー

事実上の廃止国 : 30ヶ国
(殺人のような通常の犯罪に対して死刑制度を存置しているが、過去10年間に執行がなされておらず、死刑執行をしない政策または確立した慣例を持っていると思われる国。死刑を適用しないという国際的な公約をしている国も含まれる。)
アルジェリア、ブルネイ、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ共和国、エリトリア、ガーナ、グレナダ、ケニア、ラオス、リベリア、マラウイ、モルディブ、マリ、モーリタニア、モンゴル、モロッコ/西サハラ、ミャンマー、ニジェール、パプアニューギニア、ロシア※、シエラレオネ、韓国、スリランカ、スワジランド、タジキスタン、タンザニア、トンガ、チュニジア、ザンビア
※ロシアは1996年8月に死刑の執行停止を導入。しかし、チェチェン共和国で1996年から1999年の間に執行があった。

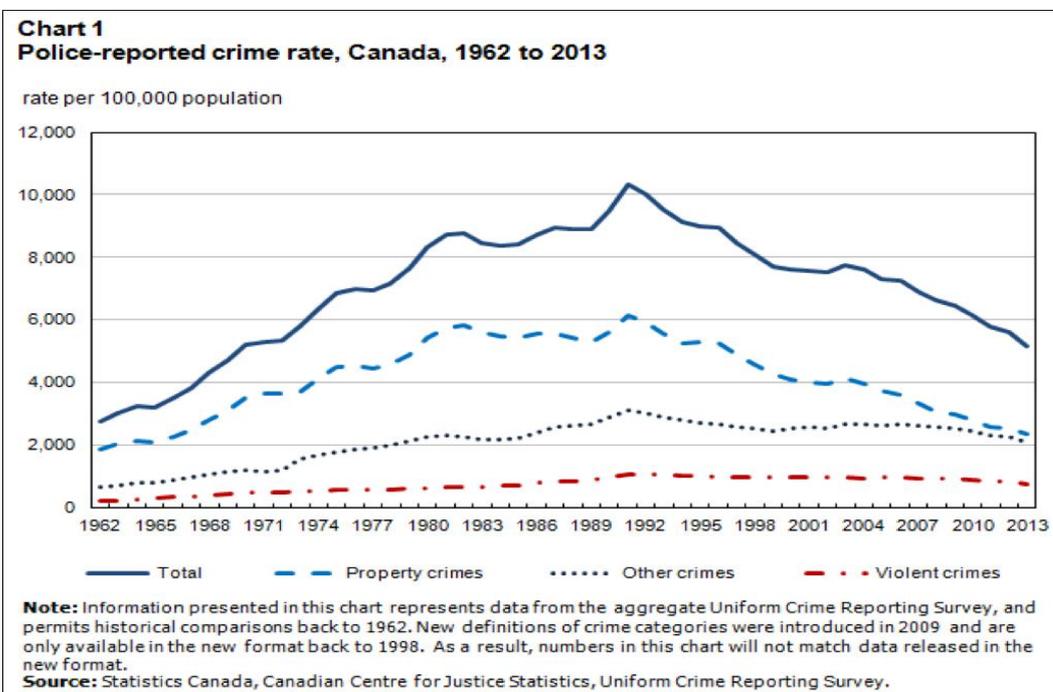
存置国 : 57ヶ国
(通常の犯罪に対して死刑を存置している国)
アフガニスタン、アンティグア・バーブーダ、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベリーズ、ボツワナ、チャド、中国、コモロ、コンゴ民主共和国、キューバ、ドミニカ国、エジプト、赤道ギニア、エチオピア、ガンビア、グアテマラ、ガイアナ、インド、インドネシア、イラン、イラク、ジャマイカ、日本、ヨルダン、クウェート、レバノン、レソト、リビア、マレーシア、ナイジェリア、北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)、オマーン、パキスタン、パレスチナ、カタール、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、サウジアラビア、シンガポール、ソマリア、南スーダン、スーダン、シリア、台湾、タイ、トリニダード・トバゴ、ウガンダ、アラブ首長国連邦、米国、ベトナム、イエメン、ジンバブエ

(表 3-①：カナダと日本の殺人事件発生率(1961-1990))



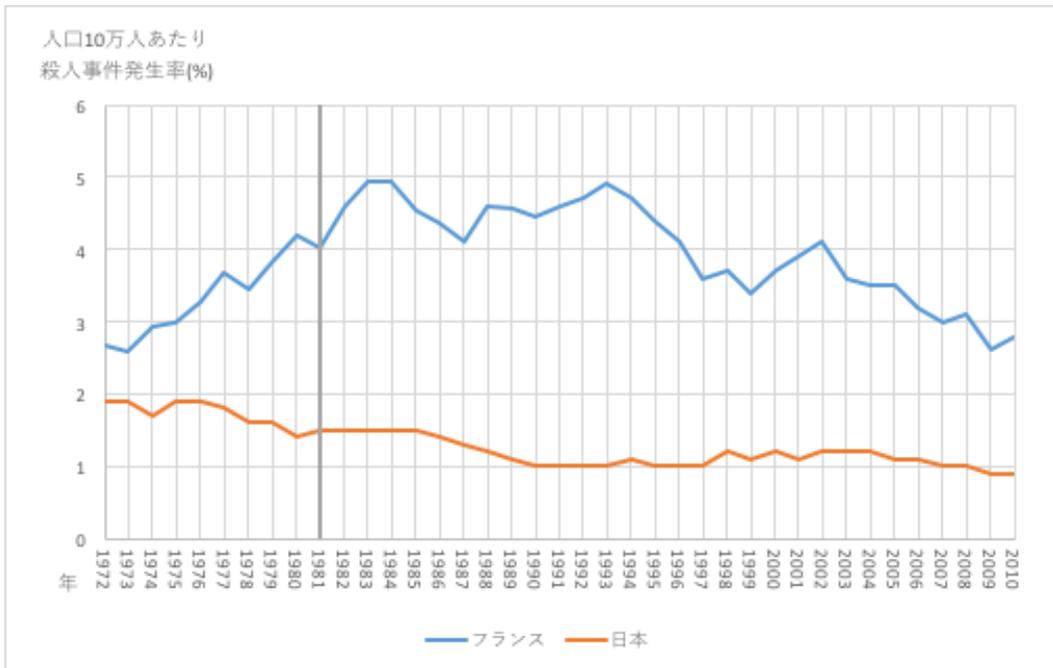
【出典】カナダ：Statistics Canada、日本：犯罪白書

(表 3-①'：カナダの認知犯罪件数 (1962-2013))



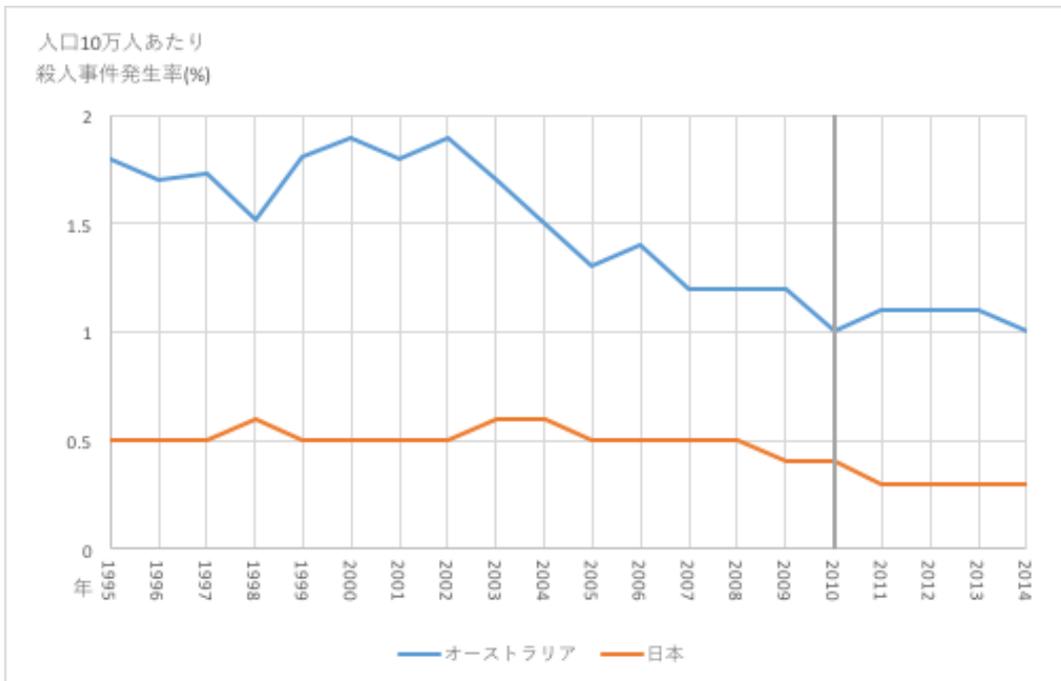
【出典】Statistics Canada

(表 3-② : フランスと日本の殺人事件発生率(1972-2010))



【出典】フランス：「La criminalité en France」, 「Aspects de la criminalité et de la délinquance constatées en France」、日本：犯罪白書

(表 3-③ : オーストラリアと日本の殺人事件発生率(1995-2014))



【出典】両国とも UNODC global study on homicide: intentional homicide rate

注：表 3-③における「殺人」は、intentional homicide、つまり「意図的な殺人」を表す。

(表 4 : 分析に用いた変数の記述統計)

変数	観測数	平均値	標準偏差	最大値	最小値
(被説明変数)					
死刑賛成	1998	0.6636637	0.4725738	0	1
(注目する説明変数)					
暴力被害経験	1998	0.3288288	0.4699053	0	1
自宅周辺の危険	1998	0.6031031	0.4893768	0	1
(コントロール変数)					
男性ダミー	1998	0.478979	0.499683	0	1
40-64歳ダミー	1998	0.4844845	0.4998843	0	1
65歳以上ダミー	1998	0.2692693	0.4436912	0	1
大卒以上ダミー	1998	0.2192192	0.4138211	0	1
仕事有ダミー	1998	0.6406406	0.4799328	0	1
世帯収入レベル(log)	1998	0.9084119	0.379551	0	1.609438

(表 5 : 推定結果 被説明変数：死刑制度に賛成かどうか)

説明変数	
暴力被害経験	0.0785229*** (0.0220594)
自宅周辺の危険	0.0599176*** (0.0215459)
コントロール変数	
男性ダミー	0.1811397*** (0.0228146)
年代ダミー(20-39基準)	
40-64歳	0.0005951 (0.02604)
65歳以上	0.0087772 (0.0324885)
大卒以上ダミー	-0.004738 (0.0259805)
仕事有ダミー	-0.0083375 (0.0257522)
世帯収入レベル	0.0669736** (0.0280553)
定数項	0.4237628*** (0.0566814)
観測数	1998
F値(すべてのパラメータ=0)	13.89***
決定係数	0.0499

注 1 : *は統計的な有意性を表す。*=10%、**=5%、***=1%である。

注 2 : 括弧内の数字はロバスト標準誤差の値である。

(表6：男女別の推定結果 被説明変数：死刑制度に賛成かどうか)

	男性	女性
説明変数		
暴力被害経験	0.0775981*** (0.0277939)	0.0803726** (0.0356346)
自宅周辺の危険	0.0502444* (0.0280565)	0.0627561* (0.0333949)
コントロール変数		
年代ダミー(20-39基準)		
40-64歳	0.0614077* (0.0364113)	-0.0499328 (0.0372895)
65歳以上	0.0692086 (0.0453513)	-0.0373722 (0.0473613)
大卒以上ダミー	0.004199 (0.0305457)	-0.0201225 (0.0480836)
仕事有ダミー	0.0151454 (0.0383505)	-0.0207594 (0.0344527)
世帯収入レベル	0.0525611 (0.037836)	0.072029* (0.0413753)
定数項	0.5898489*** (0.060865)	0.4953672*** (0.062909)
観測数	957	1041
F値(すべてのパラメータ=0)	2.41**	2.13**
決定係数	0.0171	0.0136

注1：*は統計的な有意性を表す。*=10%、**=5%、***=1%である。

注2：括弧内の数字はロバスト標準誤差の値である。

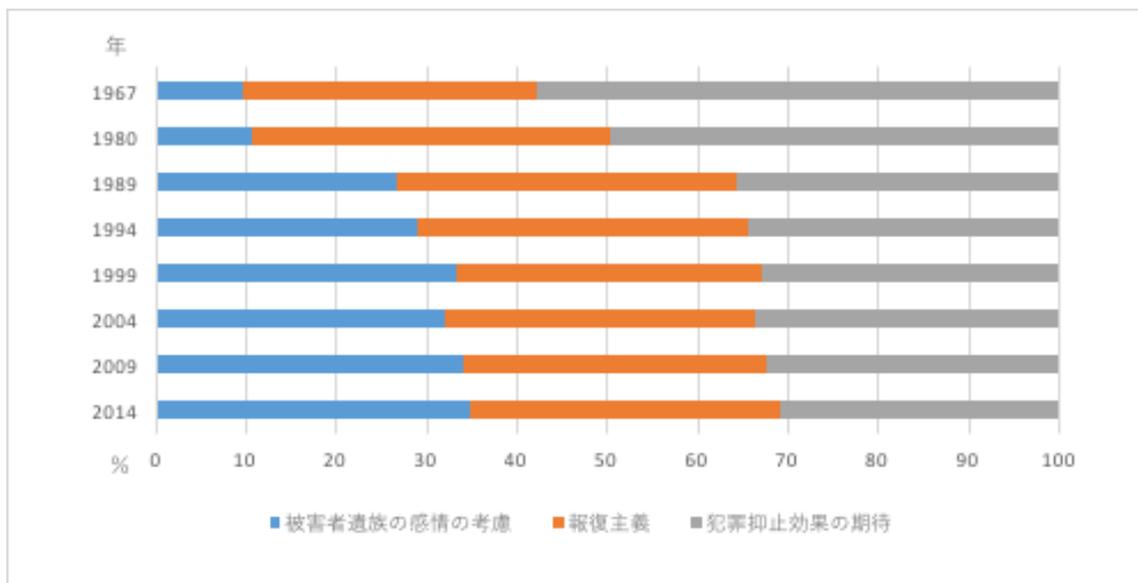
(表 7 : 年代別の推定結果 被説明変数 : 死刑制度に賛成かどうか)

	20歳～39歳	40歳～64歳	65歳以上
説明変数			
暴力被害経験	0.1193868*** (0.0434592)	0.1034142*** (0.0311085)	0.1189093*** (0.0441142)
自宅周辺の危険	-0.0156033 (0.0455164)	0.0253784 (0.0315322)	0.0999711** (0.0407313)
コントロール変数			
大卒以上ダミー	0.0209534 (0.0461558)	0.042296 (0.0355562)	0.080649 (0.0639185)
仕事有ダミー	-0.0071975 (0.050806)	0.0365695 (0.0379584)	0.0795473* (0.0444828)
世帯収入レベル	-0.0068896 (0.0599634)	0.0842413** (0.0414972)	0.0406768 (0.051337)
定数項	0.6327635*** (0.0814174)	0.4992722*** (0.0565649)	0.5165073*** (0.0570764)
観測数	492	968	538
F値(すべてのパラメータ=0)	1.56	4.03***	5.27***
決定係数	0.0151	0.0194	0.0383

注 1 : *は統計的な有意性を表す。*=10%、**=5%、***=1%である。

注 2 : 括弧内の数字はロバスト標準誤差の値である。

(表 8 : 死刑賛成理由の構成比率の変化)



【出典】内閣府世論調査より著者が作成

<参考文献>

-
- ⁱ 日本経済新聞「国連総会、死刑停止求める 決議案を採択」2012/12/21
- ⁱⁱ アムネスティ・インターナショナル 最新の統計(2016)
- ⁱⁱⁱ 同上
- ^{iv} アメリカは州によって刑法が異なるため、死刑の存置は州ごとに分かれる。2017年時点では、事実上を含め、19の州が死刑を廃止している。(DEATH PENALTY INFORMATION CENTER Facts about the Death Penalty)
- ^v宮澤節生(2013)「先進国における犯罪発生率の状況と日本の状況への国際的関心(課題研究 犯罪率の低下は、日本社会の何を物語るのか?)」犯罪社会学研究 38(0), 7-35, 2013 日本犯罪学会
- ^{vi} Canada's crime rate: Two decades of decline, Statistics Canada
- ^{vii}鈴木尊紘(2007)「フランスにおける死刑廃止 —フランス第5共和国憲法の死刑廃止規定をめぐって—」
- ^{viii} Jo Lennan and George Williams(2013) "The Death Penalty in Australian Law"(2012) Sydney Law Review, Vol 34, pp.659-94 UNSW Law Research Paper No. 2013-12
- ^{ix} 刑罰とりわけ死刑に関する全国意識調査基本報告書(2014年 3月調査) 河合幹雄、葛野尋之、木下麻奈子、平山真理、久保秀雄、木村正人
- ^x村松幹二、デイビッド・T・ジョンソン、矢野浩一(2017)。「日本における死刑と厳罰化の犯罪抑止効果の実証分析」. 浜井浩一(2016). 『シリーズ刑事司法を考える 犯罪をどう防ぐか』第8章, 岩波書店, pp. 157-182.
- ^{xi}村松幹二(2016)「日本における死刑の近年の動向」駒澤大学経済学論集 47(3), pp. 47-55.
- ^{xii}山本博子(2009)「栽培員制度導入以前における日本の死刑制度の賛否に関する世論の分析: JGSS 累積データ 2000-2001 における死刑反対の根拠について」
- ^{xiii} Koichi Hamai & Tom Elis(2008). Genbatsuka: Growing Penal Populism and the Changing Role of Public Prosecutors in Japan? In: Japanese Association of Sociological Criminology
- ^{xiv}木村正人(2015)「無知にもとづく懲罰意識?—死刑をめぐる知識と世論—」高千穂論叢 50(2), 23-46, 2015-09 高千穂大学高千穂学会
- ^{xv} 大阪商業大学 JGSS 研究センターホームページより
- ^{xvi} Google トレンドによると 2008 年は「死刑」というワードの検索ランキングが過去で一番高かった年である。
- ^{xvii} 山口奈緒美(2015)「葛藤解決における寛容性の研究—認知方略が寛容性に与える影響」
- ^{xviii} Chaikin, A. L. & Darley, J. M.(1973)「Victim or perpetrator?: Defensive attribution of responsibility and the need for order and justice.」
- ^{xix} 山田裕子(2000)「法的責任判断に与える謝罪の影響—認知者の立場の相違に着目したシナリオ実験を通して—」
- ^{xx} 島田貴仁・鈴木護・原田豊(2004)「犯罪不安と被害リスク知覚—その構造と形成要因—」

^{xxi} 柴田侑秀・森永康子(2017)「犯罪不安を規定する要因に関する検討-被害の影響の推定に着目して-」